

平成 25 年度 第 1 回八戸市健康福祉審議会地域密着型サービス運営委員会会議録

日時 平成 25 年 10 月 2 日（水）午後 1 時 30 分

場所 市庁別館 8 階 研修室

○出席委員（8 名）

坂本分科会長、山本委員、白取委員、山田委員、佐々木委員、李澤委員、慶長委員
中村委員

○欠席委員（1 名）

浮木副分科会長

○事務局（10 名）

梅内市民健康部長、日山市民健康部次長兼市民課長、矢羽々介護保険課長、田茂副参事
佐藤主幹、岩崎主幹、松長主幹、松村主査、石橋主事、下平主事兼介護支援専門員

事務局（佐藤主幹）：それでは会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。まず次第、席図はございますでしょうか。次に、事前に送付しておりました資料についてですが、（2）「第 5 期計画サービス基盤整備二次審査について」はございますでしょうか。次に「別紙 1 平成 25 年度八戸市地域密着型サービス事業者選定二次審査採点票」はございますでしょうか。そして「別紙 2 平成 25 年度八戸市地域密着型サービス事業者選定二次審査評価基準」はございますでしょうか。次に、本日配布いたしました資料は（1）「第 5 期計画サービス基盤整備一次審査結果について」となっております。過不足等はございませんでしょうか。

それでは少し早いのですが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから平成 25 年度第 1 回地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。本日の、出席委員は 8 名となっております。欠席は、浮木委員の 1 名でございます。半数以上の出席者でありますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。それでは、議長は坂本分科会長に務めていただきます。坂本分科会長よろしく願いいたします。

議長（坂本分科会長）：会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、お集りいただきまして誠にありがとうございます。

今回は、委員の皆様の改選が行われまして初めての地域密着型サービス運営委員会ということになります。

今年度は、第 5 期高齢者福祉計画に基づいて公募しておりました 4 種類の地域密着型サービス事業所を選定していくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

今日の会議の議事のことですが、まず最初に第 5 期計画基盤整備一次審査結果がでておりますのでこれを御審議いただきまして、二次審査へ進む対象法人を決定したいと思っております。

さらに、第 5 期計画基盤整備二次審査の方法等につきまして、事務局から説明を受け、引き続き御審議をお願いしたいと思います。今日は、この 2 つが中心となりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが次第に従いまして、議事を進めて参ります。（1）第 5 期計画サービス基盤整備一次審査結果について、事務局から説明をお願いします。松村主査。

事務局（松村主査）：介護保険課の松村と申します。座ってご説明いたします。

それでは、本日お配りしました資料の（１）第５期計画サービス基盤整備一次審査結果についての１ページ目を御覧下さい。こちらは、今回応募しました地域密着型サービス応募法人の一次審査結果の一覧です。一次審査は、決められた審査項目を応募法人が自己採点し、採点結果とその根拠となる資料を提出してもらい、それを事務局で評価基準に従って適正に採点されているかどうかを審査するもので各サービスとも５０点満点となっております。サービス毎の審査結果について御説明いたしますと、最初に地域密着型介護老人福祉施設ですが、今回１事業所の募集に対し社会福祉法人の同伸会のみが応募しております。応募圏域は白銀・湊圏域の中の白銀地区で、事業所の設置予定地になります。自己採点結果は４９点ということでしたが、審査結果ではマイナス２点の４７点に修正しております。修正した理由につきましては、２ページ以降で御説明いたします。二次審査対象法人欄にチェックがありますが、これは二次審査へ進むことができる法人を黒い網掛けで表示しております。

地域密着型介護老人福祉施設は、一次審査結果の上位３位までを二次審査の対象としておりましたが、応募が１法人のみであり、さらに二次審査へ進める条件の最低基準点２５点以上をクリアしていることから、二次審査対象法人といたしたいと思えます。

次に小規模多機能型居宅介護ですが、３事業所の募集に対し、６つの法人から応募がございました。審査結果ですが上位から自己採点、一次審査結果ともに５０点の社会福祉法人友の会、２位は自己採点結果が４９点で審査結果が４７点の株式会社コサカ・ライフサポート、３位は自己採点結果が４８点で審査結果が４６点の株式会社ゆとり、４位は自己採点結果が４８点で審査結果が４４点の有限会社ほおずき、５位は自己採点結果が４７点で審査結果が４３点の株式会社東建設計となりました。なお、社会福祉法人一心会は、提出した応募書類が事実と異なる内容であったため、平成２５年度八戸市地域密着型サービス事業者募集要綱第１０条（３）アに規定する、虚偽の申告に該当すると判断し、応募を無効としております。小規模多機能型居宅介護は、一次審査結果の上位６位までを２次審査の対象としておりましたので、ここでは５法人すべてを二次審査対象法人と致したいと思えます。

次に認知症対応型通所介護ですが、１事業所の募集に対し、５つの法人から応募がございました。審査結果は、上位から自己採点、一次審査結果ともに４５点の公益財団法人こころすこやか財団、社会福祉法人まほろばは自己採点結果が４８点でしたが審査結果を４５点といたしましたので１位が２法人となっております。なお、この２法人については、圏域番号の若い順に掲載しております。続いて３位が審査結果４２点の医療法人仁泉会、４位は自己採点、一次審査結果ともに３８点の社会福祉法人ファミリー、５位は自己採点結果が３４点で審査結果が３１点の有限会社ケア・ユニークとなりました。認知症対応型通所介護は上位３位までを二次審査の対象としておりますので、ここでは、チェックのある３法人を二次審査対象法人といたしたいと思えます。

最後に認知症対応型共同生活介護ですが、１事業所の募集に対し、４つの法人から応募がございました。審査結果ですが、１位は自己採点結果が４５点で審査結果が４４点の社会福祉法人寿栄会、２位は自己採点、一次審査結果ともに４０点の医療法人謙昌会、３位は自己採点、一次審査結果ともに２７点の有限会社サン・ケアとなりました。社会福祉法人豊寿会の応募辞退は、応募書類提出後に法人の都合により応募を辞退したいとの申し出があり、応募の辞退届を受理したものです。この結果、認知症対応型共同生活介護も上位３位まで二次審査の対象としてお

りましたで、チェックのある3法人を二次審査対象法人と致したいと思っております。以上が一次審査結果の報告になりまして、次の2ページから最後までが、一次審査結果点数の内訳となっております。

それでは、2ページを御覧下さい。2ページは地域密着型介護老人福祉施設の審査結果となっております。表の見方ですが、左側の表が一次審査項目と評価基準及びそれぞれの配点となり、右側の網掛けになっている表が一次審査結果になります。この審査結果は、一次審査項目を抽出して作成しているため、審査項目の番号が飛んでいる箇所がございます。例えば、4ページをお開きいただきたいのですが、3設備計画の状況の審査項目のところに、①設備（建物）の状況とありますが、その下は⑤の項目となっております。実は②から④の審査項目もあるのですが、二次審査項目であるため表記を省いております。

それでは2ページに戻ります。主な審査項目について申し上げますと、まず設置希望者の状況の①応募資格ですが、応募者が欠格事由に該当する場合は、申請する資格がないということで失格となる場合があります。この欠格事由は介護保険法で決められているもので、例えば、法人が過去に指定取り消し処分を受けたり、法人代表者が禁固以上の刑に処せられた場合などが該当するのですが、このことについては、他の応募サービスに共通して応募者全てが応募資格ありとなっております。同じページの一番下にある、法人の方針立案、決定過程の場において女性の参画がなされているかという審査項目は、市の施策から今回から新たに設けた審査項目ですが、法人役員の女性割合が30%未満であるとのことから0点と自己採点しているものです。

3ページに参りまして、設置場所の状況で、①の設置場所に関する審査項目ですが、半径500m以内の住宅世帯数を評価するところについては、あらかじめ事務局が電子地図で設置予定場所の住宅世帯数を計測し、その結果を応募者にお知らせするという形で自己採点いただいております。その下の交通の利便性と同種のサービス事業所が近接していないかについても、応募者から提出いただいた根拠資料から電子地図で距離等を計測し確認しております。③の土地の確保につきましては、提出された平面図や土地の登記簿等で自己採点結果を確認しております。

次に4ページの設備計画の状況ですがここでは自己採点してきたものを審査で修正したところがございます。⑤の建築（改修）計画又は賃貸借契約の状況の中に「建築（改修）計画は妥当か。」という審査項目において、応募者は、建築（改修）計画は妥当であるとして2点と自己採点しておりましたが、事務局では審査結果を0点に修正しております。修正理由は、右側の四角い囲みに書いてありますが、提出された建築工程表によりますと施設完成が平成27年度中となっており、「平成25年度八戸市地域密着型サービス設置候補者評価基準」の中で評価の着眼点として示しておりました、平成26年度中に完成又は改修できる計画となっているかという部分を満たしていないということで、自己採点結果では、2点としていたところを0点に修正したものでございます。次に⑤の審査項目についてですが、設置予定の建物を設置者の所有物とする場合と賃貸借する場合とで審査項目が変わってくるところになりますので、審査項目が該当しないところはハイフンで表記しております。次の職員の状況については、自己採点どおりの審査結果としております。なお、④の職員の経験、専門性のところにつきましては、前回の公募の際、介護支援専門員や看護師等有資格者の確保に関する審査項目において、応募の時点で確保していなければ点数を取れなかったところですが、今回は、人材確保が困難な

状況で、職員の配置に関する審査項目は、新規参入しようとする事業所にとって不利であるとの委員からの御意見により、指定申請する時までには有資格者の人員を確保できれば、誓約書の提出をもって点数を獲得できることにいたしました。

5 ページに参りまして、地域との連携と利用者計画においては、自己採点どおりの審査結果となっております。

最後の特別減算項目についてですが、今のところ該当する事項はございませんが、今後の審査過程においても評価基準に示されている事項が判明した場合は、評価点数の減点又は失格となりますので審査結果欄は空欄としております。ここまでが地域密着型介護老人福祉施設の一次審査結果になります。

6 ページに参りまして、小規模多機能型居宅介護の審査結果になります。表の見方は先ほどの地域密着型介護老人福祉施設と同じですが、こちらは審査対象法人が5法人ありましたので、法人毎に審査結果を比較できるように圏域順に並べ、二次審査対象法人には網掛けをしております。審査結果ですが、設置希望者の状況については各法人とも自己採点どおりとしております。

7 ページに参りまして、設置場所の状況ですが、③の土地の確保のところに、長期的に安定した使用が可能かとの審査項目がありますが、ここでは、株式会社コサカ・ライフサポートの自己採点を修正しております。これは建設予定地の一部を賃貸借で確保する計画となっていたため、自己採点を2点としていたところを事務局で審査結果を0点に修正しております。

8 ページに参りまして、設備計画の状況ですが、こちらは修正したところが多くございます。まず①の設備（建物）の状況のところに条例で定める基準面積を満たしているかという審査項目がありますが、ここでは、株式会社東建設の自己採点を審査で修正しております。その理由ですが、あらかじめ評価基準の解釈・評価点算出方法に示していた十分な余裕として評価する「家族及び職員等のために設置したスペース」について、提出された平面図によると職員休憩室が確保されていなかったため、事務局では審査結果を0点に修正しております。次に⑤の建築（改修）計画は妥当かのところで有限会社ほおずきの自己採点を修正しております。これは前の地域密着型介護老人福祉施設と同様、提出された建築工程表によると施設の完成が平成27年度中となっていたため、平成26年度中に完成又は改築できる計画であるかという評価基準の着眼点を満たしていないと判断し、事務局では審査結果を0点に修正しております。次はその下の償還計画は妥当かという審査項目になります。こちら、あらかじめ示していた評価基準の評価の着眼点では、建設、改修に要する費用のうち自己資金の比率が30%以上である場合を評価対象としていたところでしたが、各応募法人から提出された資金計画書等を確認したところ、囲みのある3法人の自己資金の比率は、株式会社東建設が約17.8%、株式会社ゆとりは約23.0%、有限会社ほおずきは建設に要する費用すべてを借入金により賄う計画となっていたため、それぞれ審査結果を0点に修正致しました。

9 ページに参りまして職員の状況、続いて10ページの地域との連携、利用者計画は自己採点どおりとしております。特別減算項目につきましても今のところ減算項目に該当する事項はございませんので空欄としております。

11 ページに参りまして、認知症対応型通所介護の審査結果になります。審査結果に網掛けをしている部分が二次審査対象法人となりますが、11ページの設置希望者の状況と次の12ペー

ジの設置場所の状況において自己採点どおりの審査結果としております。

13 ページに参りまして、⑤建築、改修計画又は賃貸借契約の状況のところの償還計画は妥当かという審査項目になりますが、各応募法人から提出された資金計画書等を確認したところ、困みのある2法人の自己資金の比率は、社会福祉法人まほろばは改修費用の全てを借入金で賄う計画となっており、有限会社ケア・ユニークは約 5.8%となっていたため、先ほどの小規模多機能型居宅介護のところと同じ理由から、自己採点結果を0点に修正致しました。

14 ページに参りまして、職員の状況、利用者計画については自己採点どおりの審査結果としております。

15 ページになりますが、特別減算項目も今のところ該当事項はありません。

16 ページに参りまして、最後に認知症対応型共同生活介護の審査結果になります。設置希望者の状況については、自己採点どおりの審査結果としておりますが、17 ページに参りまして、設置場所の状況のところ1か所自己採点を審査で修正したところがございます。②の安全性のところでしたが、どの程度安全な場所であるかという審査項目で、事務局で確認したところ、社会福祉法人寿栄会の設置予定地は、東日本大震災を踏まえて、昨年度県が作成した津波浸水予測図の浸水深が 0.01m以上、0.3m未満のエリアにかかっておりましたので審査の結果を0点に修正致しました。認知症対応型共同生活介護で自己採点を修正したところはここのみで、18 ページ以降の審査項目については自己採点どおりの審査結果としております。また、認知症対応型共同生活介護においても特別減算項目の該当事項は今のところございません。なお御説明いたしました一次審査結果については、市のホームページへ掲載いたします。

以上で(1)第5期計画サービス基盤整備一次審査結果についての御説明を終わります。

議長(坂本分科会長): 御苦労様でした。事務局から一次審査の結果について詳しく説明をいただきました。結果はホームページにも出すということではありますが、何か委員の皆さんから御質問、御意見等ありませんでしょうか。はい、山本委員。

山本委員: 基本的な考え方を伺いたいのですが、一応募集する事業所に対して、それぞれ上位3者などと決めているようですが、例えば最後の認知症対応型共同生活介護で一次審査の点数が50点満点の27点ですが、それでもあらかじめ上位3位までということで、そのまま一次審査通過ということでしょうか。

議長(坂本分科会長): 松村さん。

事務局(松村主査): はい、ただいまの御質問にお答えいたします。一次審査につきましては、最低基準点というものがございまして、それを25点と定めております。ですから25点を超えた法人につきましては、一応二次審査の対象にはなるのですがそこで順位というものがございます。この場合、27点のサン・ケアも二次審査の対象の中に入っているということになります。

山本委員: はい。

議長(坂本分科会長): 他にございませんか。これで決まりというのではなくて今度は二次審査を皆さんでやりますので、これはあくまでも一次審査で、これに基づいてということになりますので。他にございませんか。

李澤委員: ありません。

議長(坂本分科会長): よろしいですか。では一次審査の結果につきましては、委員会としては了承したということで取り図りたいと思います。次に、(2)第5期計画サービス基盤整備二次審

査について、事務局から説明をお願いします。松村さん。

事務局（松村主査）：それでは（２）第５期計画サービス基盤整備二次審査についての１ページを御覧下さい。１ページ目は二次審査の概要となっております。二次審査は４つのサービスそれぞれ審査していただくこととなりますが、審査方法や評価点の算出方法は４サービスとも共通の方法で審査していただくこととなります。まず審査方法ですが、応募者には二次審査項目に沿って作成する資料を基に１５分間のプレゼンテーションを行ってまいります。審査員にはそのプレゼンテーションの内容とその後の質疑応答により審査項目ごとに採点していただくわけですが、採点結果については別紙１として送付しておりました「平成２５年度八戸市地域密着型サービス事業者選定二次審査採点票」のほうに記載していただくこととなります。ここで別紙１の採点票を御覧下さい。別紙１は審査員の皆様が実際審査していただく採点票です。今回は説明のために４つのサービスの採点票を用意いたしました。１ページ目は小規模多機能型居宅介護の採点票となります。審査は審査項目ごとに行い採点いただきますが、採点しやすいように応募者には二次審査資料をこの順番に作成するように求め、プレゼンテーションもこの順番で行います。こちらの二次審査項目でも審査項目の番号が飛んでおりますが、これは、委員の皆様が審査いただく二次審査のところのみを抽出したものです。実際の採点方法ですが、例えば１番の設置希望者の状況の３番設置の理念ですと、こちらは設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるか、という審査項目で、これを応募者が作成した資料やプレゼンテーションをお聞きになった上で理念、熱意が顕著に認められる場合には基準点のところに記した３点を、認められるという場合には１点を、逆に理念・熱意が認められないという場合には０点を網掛けしている評価点欄のところに記入していただきたいと思っております。なお、この基準点はあくまでも目安となっております。実際に採点する際には、基準点の範囲内、すなわち３点から０点の間で小数点第１位まで採点しても良いということとなっております。従いまして、０．５刻みで目盛をつけております。こちらは採点する際の目安をつける場合やメモ書き等に御活用いただきたいと思っております。採点票は、仮にすべての項目においてそれぞれ最高の基準点を採点した場合は、最後の合計が５０点となり、審査員の皆様にはこれを１法人につき１枚、４つのサービスで考えると２次審査対象としている１２法人分を採点いただくこととなります。採点の留意点としては、採点は小数第１位まで可能ですので、例えば１．５点やマイナスの項目があるところについては、マイナス０．５点というような採点も基準点の範囲内であれば良いこととなります。ただし、少数第２位で採点された場合や基準点の範囲外で採点された場合はその評価項目の採点は無効となります。当日審査用の採点票につきましては、サービスごとに右上の網掛けのところに法人名を記載し、審査員氏名の記入欄を設けまして、二次審査資料とともにプレゼンテーションの３週間位前に郵送する予定ですのでよろしく申し上げます。それでは、二次審査概要の審査方法の説明に戻りたいと思っております。審査員が二次審査に出席できない場合は、事前に配布する二次審査資料で審査可能であると審査員が判断し、事前に採点した審査項目については、その審査員の評価点として算定いたします。次に評価点の算出方法になりますが、最高点と最低点をつけた審査員の評価点を除いて平均したものを各審査項目の評価点といたします。そしてその評価点の合計点数を最終的な二次審査評価点といたします。今の説明については、配点４点の審査項目の評価点算出例を記載しておりますので御覧下さい。９名の委員がそれぞれ４点の基準点の範囲内でこのように採点したとしますと、先ず９名の中で最

高点をつけたA委員の4点を除き、次に最低点をつけたE委員の1点を除いた上で、他の7名の委員の採点を合計して平均点を算出します。この場合、平均しますと小数点第2位を四捨五入した3.1点がこの審査項目における評価点となります。なお、米印の2つ目ですが、仮に最高点又は最低点をつけた委員の方が複数いた場合でも、それぞれ1名分を除いて平均点を算出することになります。そのため9名の委員で採点する場合には、常に7名の委員の点数で平均点を算出することになります。この方法は前回の公募の時と同じ方法になっております。次は審査員の皆様に審査していただく項目数ですが、御覧のとおりサービスによって違いがございます。このため、サービスによっては同じ審査項目であっても基準点が違う場合がございます。審査項目については、先ほどご覧いただいた別紙1採点票のとおりとなっております。二次審査でも最低基準点がございまして50点中30点未満の場合は一次審査の点数に関わらず選定の対象外といたします。また、注意書きのとおり、万が一、二次審査で30点を超える法人が無かった場合は、そのサービスの選定はなしとし、一次審査で対象外となった応募者の繰り上げ選定や再募集は行いません。

では2ページをお開き下さい。こちらは二次審査のスケジュールになりますが、最初に1法人当たりの二次審査の時間配分を示しております。プレゼンテーションは平成22年度に実施した小規模多機能型居宅介護の公募時と同じ、1法人15分以内という設定時間とします。プレゼンテーションの15分はプレゼンテーションの途中であってもその時点で終了というように厳守していただきます。プレゼンテーションの順番につきましてはサービスごとに一次審査結果点数の下位からとし、同点の場合は圏域番号順といたします。今回は、認知症対応型通所介護で2法人が同点となっておりますので、番号の若いほうからプレゼンテーションをしていただくと考えております。次に質疑応答の時間ですが、前は5分程度でしたが、今回は10分程度ということをお願いしたいと考えております。その理由としましては、ヒアリングにおいて、審査員と法人のやりとりが続いているうちは、途中で終了するわけには参りません。前は、次の法人のプレゼンテーション時間に食い込んでしまい、進行が大幅に遅れました。これを踏まえ、今回は少し多めに時間を設定しております。今回も10分というのは目安であり当然審査員の皆様のヒアリングが続いているうちは途中で打ち切るといことはいたしませんので遠慮せずヒアリングしていただきますようお願いいたします。次に採点時間ですが、質疑応答終了後の5分間としております。前回は同じような形で採点時間を設けておりましたが、全体の進行の遅れもあり、全てのプレゼンテーションが終了した後まとめて採点しなければならない等、御負担をおかけしたため、今回は1法人ごとに5分間を確保したいと考えております。次に2次審査当日のスケジュールですが、今回は4つのサービスを一緒に審査していくということで、事前に目を通していただく資料の数も相当量になることに配慮し、プレゼンテーションは2回に分けて実施したいと考えております。まず1回目は平成25年12月18日(水)を予定しております。審査いただくサービスは小規模多機能型居宅介護と地域密着型介護老人福祉施設、全部で6法人の審査を予定しております。プレゼンテーション当日は13時に開会し、二次審査方法の説明を少し行った後に前半で小規模多機能型居宅介護の3法人、その後15分間の休憩をはさんで、残りの小規模の2法人、最後に地域密着型介護老人福祉施設1法人を審査いただきたいと考えております。予定では16時35分閉会としておりますが、進行に遅れがあればこれより伸びることも予想されます。また、採点がお済みでない審査員は閉会後であっても採点いた

だけよう配慮いたします。採点票を御提出いただいた審査員からお帰りいただくこととなります。2回目のプレゼンテーションは1ヶ月ほど間をおきまして、来年1月15日（水）を予定しております。審査対象サービスは認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護で同じく6法人の審査を予定しております。以上までが二次審査の大まかな説明となります。

3ページに参りまして、今後のスケジュールですが、応募法人に対する一次審査結果通知後、二次審査対象法人から二次審査資料を来月中旬までに提出していただきます。提出された資料は事務局のほうで取りまとめ、ファイリングしてプレゼンテーション開催日の概ね3週間前に採点票とともに審査員の皆様へお送りする予定です。資料と採点票はプレゼンテーション当日にお持ちいただくこととなりますが、資料等が届きましたら、一通り目を通していただき、ある程度点数の目安をつけていただいた上でプレゼンテーションに臨んでいただくと、審査当日の採点がスムーズにいくと思います。お忙しいとは思いますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。採点票のほうは二次審査当日に全て回収いたしますが、正確性を期すため、集計作業は1月から2月下旬にかけて行いまして、それぞれの設置候補者を選定したいと考えております。この選定結果につきましては、来年2月19日開催予定の介護高齢福祉部会で御報告いたしたいと考えております。

次に審査結果の公表についてですが、2次審査の審査結果につきましては市のホームページへ公表いたします。これは審査の公平性、透明性を図るために行うものですが、採点いただく審査員名については、A委員、B委員、C委員と、特定できない形で公表したしたいと思います。

次に追加資料の提出についてですが、老人福祉法、建築基準法、消防法、労働基準法等関係法令において、過去5年間に行政指導や是正勧告等を受けたことがある場合には、事務局では把握できない部分であるため、その書類及び改善報告書を含む報告書等の提出を求めるとしたいと考えております。これは、平成25年9月定例会決算特別委員会で施設設置の公募に際し、労働法令の改善勧告を受けている法人をどのように評価するのかという質問をうけ、対応を検討したものでございます。今回の一次審査項目、評価基準においては行政指導を受けた場合の項目は設けておらず、欠格事由、特別減算項目に該当するものではありません。しかしながら、より良い事業者を選定するため、法人の熱意、姿勢を評価する二次審査において、判断材料の1つとなるよう、追加資料の提出を求めるものです。例えば、労働法令の改善勧告が出されている場合には、審査項目の設置希望者の状況や職員の状況という部分で評価の判断材料にしていただけると思います。また、プレゼンテーションの際にヒアリングで法人の考え方などをお尋ねになって評価に反映することも可能かと思われまます。

最後になりますが、送付していた資料で別紙2についてですが、どのような資料であるかについて御説明いたします。別紙2の1ページをお開き下さい。この資料は、審査員の皆様がどのような観点で審査したらよいかその目安とするため、審査項目ごとにその評価基準や解釈等についてまとめたものです。右側のほうには関連する条例等も記載しておりますのでプレゼンテーションの際のヒアリングや審査の目安として御活用いただければと思います。応募法人もこの評価基準に基づいて資料を作成してくるものと思います。こちらの評価基準も後で2次審査資料及び採点票と一緒に送付致しますのでよろしくお願い申し上げます。大変長くなりましたが、以上で、(2)第5期計画サービス基盤整備二次審査についての説明を終わります。

議長（坂本分科会長）：はい、御苦勞様でした。ただいま事務局からこれから皆さんが行う二次審査に当たって、色々細かく説明をいただきました。皆さんが審査するわけですので何か分からないようなことがありますでしょうか。今の説明に対して御質問ありませんでしょうか。はい、山田委員。

山田委員：二次審査方法の1ページのところの確認ですけど、先ほど採点に当たってということで、少数第1位まで採点が可能ということで、例示は0.5刻みでお話いただきましたが、例えば2.2とか2.3のような数字もありうると解釈してよろしいですか。

議長（坂本分科会長）：はい、松村さん。

事務局（松村主査）：今委員がおっしゃったとおり、こちらの目盛は一応0.5刻みでいれておりますが、実際採点いただく際は、少数点第1位であれば0.1点とか0.2点のような採点方法でも構いません。

山田委員：はい。

議長（坂本分科会長）：他にございませんか。それでは、他に御質問等ないようですので、事務局から説明ありましたとおり、二次審査を行っていきたいと思います。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。事務局から連絡事項をお願いします。はい、矢羽々課長。

事務局（矢羽々課長）：御審議ありがとうございました。それでは、次回の「地域密着型サービス運営委員会」の日程について、御連絡いたします。日時は、12月18日水曜日午後1時00分から、場所は本日の会場と同じ市庁別館8階研修室を予定しております。今回は応募法人からのプレゼンテーションを予定しておりますことから、会議開始時間はいつもより30分程早く、また会議終了予定時刻も午後4時30分頃となる予定ですので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、御出席のほど、よろしく願いいたします。時期が近づきましたら、文書で御案内差し上げます。連絡事項は以上でございます。

事務局（佐藤主幹）：それでは、これをもちまして、第1回地域密着型サービス運営委員会を閉会いたします。本日はお忙しいところ御出席誠にありがとうございました。